

平成30年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 平成30年9月12日（水曜日）午後1時33分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

黒 須 俊 隆	委 員 長	石 渡 登 志 男	副 委 員 長
花 澤 房 義	委 員	山 田 繁 子	委 員
加藤岡 美佐子	委 員		

出席説明員

下 水 道 課 長	小 泉 秀 一	下 水 道 課 副 課 長	三 宅 秀 和
下 水 道 課 副 主 幹 兼 施 設 班 長	山 田 俊 雄	下 水 道 課 主 査 兼 管 理 班 長	松 本 劍 児

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	安 川 一 省	副 主 幹	花 沢 充
-------------	---------	-------	-------

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査について

・議案第13号 債権の放棄について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○石渡登志男副委員長 ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

(午後 1時33分)

◎委員長挨拶

○石渡登志男副委員長 まず最初に、委員長から挨拶のほど、お願いいたします。

○黒須俊隆委員長 皆さん、ご苦労さまです。

今回、当委員会で審議する内容は、議案第13号の債権の放棄の1件でございます。皆さんの慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石渡登志男副委員長 委員長、どうもありがとうございます。

続きまして、早速ですが、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

◎議案第13号 債権の放棄について

○黒須俊隆委員長 本日の出席議員は5名ですので、委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

早速、議案第13号 債権の放棄について審査を行いたいと思います。

それでは、下水道課の皆さんを入室させてください。

(下水道課 入室)

○黒須俊隆委員長 下水道課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第13号 債権の放棄についての審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もございますので、簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第13号について説明をお願いします。

○小泉秀一下水道課長 私、下水道課長、小泉です。どうぞよろしくお願いいたします。

右隣が三宅副課長です。

○三宅秀和下水道課副課長 三宅です。よろしくお願ひいたします。

○小泉秀一下水道課長 その隣が施設班長の山田副主幹。

○山田俊雄下水道課副主幹兼施設班長 山田です。よろしくお願ひします。

○小泉秀一下水道課長 左隣が、管理班長の松本主査でございます。

○松本剣児下水道課主査兼管理班長 松本です。よろしくお願ひいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

早速、議案第13号の説明に入らせていただきます。

お手元に債権放棄の説明資料というのをお持ちでしょうか。これに沿って説明させていただきたいと思います。よろしいですか。

○黒須俊隆委員長 はい、皆さん、大丈夫ですね。

○小泉秀一下水道課長 なければ、用意します。

○黒須俊隆委員長 ペラ1枚。

○小泉秀一下水道課長 2枚つづりのものです。

○黒須俊隆委員長 裏表、2ページです。

それでは、課長、早速お願ひします。

○小泉秀一下水道課長 それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案の趣旨でございますが、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの下水道施設で使用する電力は、従来は東京電力より供給を受けておりましたが、電力の自由化に伴い電気料金の削減を図るため、特定規模電気事業者である日本ロジテック協同組合から電力の供給を受けることといたしました。

電力の供給契約期間は、2番のほうの対象となる契約のほうに記入してございますが、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間でございます。

しかし、契約相手方である日本ロジテック協同組合が平成28年3月31日をもって電力共同購買事業を終了し、同年4月に破産したことから、当該契約を解除、これに伴う違約金について、破産債権届出書を提出し、破産手続に参加してきたところでございます。その結果、違約金である債権の一部につきましては、配当金として回収いたしました。が、債務者は既に無資力の状態であり、残りの債権については回収の見込みがないことから、債権の放棄を行おうとするものでございます。

次に、対象となる契約でございますが、件名は大網白里市浄化センターほか6施設で使用する電力の供給でございます。契約期間は平成27年10月1日から平成28年9月30日まで、

契約金額は施設ごとの単価契約としており、対象施設につきましては、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントにおける7施設が対象となっております。

次に、債務者でございますが、東京都中央区佃一丁目11番8号、日本ロジテック協同組合、代表理事、軍司昭一郎でございます。

次に、債権額、配当額及び債権放棄の額について説明いたします。

債権の額は全体で67万1,040円となっております。会計別の内訳は表記のとおりでございます。

次に、配当額ですが、全体で15万9,861円となっております。会計別の内訳は表記のとおりでございます。

次のページに移りまして、債権放棄額の額でございますが、債権額67万1,040円から配当額15万9,860円を差し引いた額、51万1,179円が全体額となっております。会計別の内訳は表記のとおりでございます。

次に、経緯でございますが、28年3月3日、日本ロジテック協同組合より3月31日をもって、電力共同購買事業を終了する旨の案内を受領いたしました。これを受けまして、本市としては、平成28年3月25日に契約解除通知を送付いたしました。

次に、平成28年4月15日に東京地方裁判所により破産手続開始決定がなされ、同月21日に破産管財人より平成28年3月分の電気料金350万7,157円の支払い請求を受けましたが、支払いについては保留いたしました。また、これと並行いたしまして、本市での契約約款に基づく違約金を417万8,197円と算定し、3月分の電気料金の請求額350万7,157円と相殺をいたしまして、債権残額を67万1,040円とする相殺通知書を5月12日に送付するとともに、6月27日に破産債権届出書を破産管財人に送付いたしました。

その後、破産管財人より相殺が可能である旨の連絡を受けまして、平成28年11月7日に債権届出取下書とともに、再度相殺通知書を送付いたしました。

次に、平成30年4月2日、第4回債権者集会の資料から、配当率は約23パーセント、配当時期は平成30年6月頃であることが判明し、破産手続の進展を確認いたしました。そして、平成30年5月11日に配当額確定の通知により、配当額が15万9,861円であり債権額に対する配当率が23.8パーセントであることを確認するとともに、7月2日に本市において配当額の収入を確認いたしました。

主な経緯については以上のとおりでございますが、債権者は既に無資力の状態であり、残りの債権については回収の見込みがないことから、債権の放棄を行おうとするものでござ

います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○黒須俊隆委員長 それでは、委員の皆様から質問をお受けしたいと思いますので、挙手をお願いします。

では、私から1つお聞きしたいんですけども、ちょっと非常に四役会議のときに、私のほうで質問したので、私は大体のことはわかっているんですけども、このいかにも大網白里市としては何か50万円の損害を受けたみたいなの、その表面的に感じるんですけども、実はこの違約金のうちの一部を債権放棄するというのが全体的な今回の議案の内容であって、本市自身の実際の損害とか、そういうものがどうなっているのかというのをちょっと簡単に説明してもらえますか。電気代そのものの関係っていうんですかね。

○小泉秀一下水道課長 先ほどの経緯の中でお話しした3月分の電気料金の支払い請求、これは4月になって来たんですけども、これの支払いをとめておりました。その結果、その額とあと契約の約款に基づく違約金417万円ほどのものを相手方の違約金として請求していたわけなんですけれども、それとこの3月分の支払いを相殺という形で処理できないか、相手方の破産管財人のほうに申し出ておまして、それがオーケーということになったという経緯で、うちのほうの損害というものは特にはなくて、新たにその契約約款に基づく違約金の請求が発生したことで、この相手方がその契約を実行できないという中での請求ということになったので、特に損害というか、うちのほうとしては新たにそういう契約の相手方を見つけたりとか、そういう手間のほうはかかりましたけれども、損という形にはなっていないかと思います。

○黒須俊隆委員長 実害は特になかったと。

○小泉秀一下水道課長 実害はなかったです。

○黒須俊隆委員長 なかったと。それどころか、その3月分の電気料金を払わずに済んだと。

○小泉秀一下水道課長 はい。

○黒須俊隆委員長 そういうことでよろしいんですね。

○小泉秀一下水道課長 はい。

○黒須俊隆委員長 この契約約款というのは具体的にどんな違約金の約款になっていたんですか。

どうぞ。

○三宅秀和下水道課副課長 契約約款の14条にその旨を記載しておまして、ちょっと読み上

げますと、注文者は、本市ですね、供給者、ロジテックが次の事由が発生した場合は、この契約を解除することができるということが14条の第1項の第2号の中で、天災その他の不可抗力によらないで電力の供給する見込みがないと注文者が認めたときというのがございます。まずこれをもって、契約の打ち切りをさせていただいております。その後、約款の14条の第2項の中で、供給者は前項の規定により契約解除された場合は、違約金として総価金額の10分の1に相当する額を注文者の指定する期限までに支払わなければならないと、こういう規定がございます。この規定に基づきまして、本市のほうで総価金額を計算いたしまして、その10分の1の400万少しの分を違約金として請求したものでございます。

以上です。

○黒須俊隆委員長 1年分のその全ての契約分の10分の1ということ。

はい。

○三宅秀和下水道課副課長 約款の中で総価金額という表現をとっております。この総価金額をどう考えるかということなのですが、契約をする前に本市のほうで電気量、電気そのものの使用量として、これぐらいを使いますという、その数字、何キロワットという数字を提示しておりますので、それに基づいて見積もりをいただいて契約という形にしておりますので、その使用量に基づいて全体、1年分の総価金額というところを算定させていただいております。

ただし、倒産したのがちょうど半年を経過した時点で契約の打ち切りとなったものですから、前半の半年については実績のある電気の使用量で、残りの半年については、この契約に基づいてこれだけ使いますよと事前に提示しておりました、その電気の使用量、それに基づいて全体1年を通しての総価金額として計算したものでございます。

○黒須俊隆委員長 この違約金条項があったから、事なきを得たと、そういうことでよろしいんですね。はい、わかりました。

ほかに皆さん、よろしいでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員長 では、下水道課の皆様はご苦労さまでした。ご退席されて結構でございます。

(下水道課 退室)

○黒須俊隆委員長 それでは、議案の取りまとめに入りたいと思います。

議案第13号 債権の放棄について、委員の皆様のご意見及び討論を受けたいと思いますが、

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○黒須俊隆委員長 それでは、ないようですので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第13号 債権の放棄について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○黒須俊隆委員長 賛成総員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○黒須俊隆委員長 次に、その他ですが、何か委員の皆様からございますでしょうか。

(発言する者なし)

○黒須俊隆委員長 事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 ございません。

◎閉会

○石渡登志男副委員長 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。皆様どうもお疲れさまでございました。

(午後 1時52分)